平成２５年（フ）第１４５号
佐賀県小城市三日月町樋口1725番地
破産者　大島建設こと　大島　三男
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿児島市吉野町1017番地１
破産者　田島　聡志
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
神奈川県小田原市中曽根13番地５、住民票上の住所沖縄県那覇市西３丁目８番30―901号　エレガンテみよし
破産者　山口　伸弥
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４７号
岩手県花巻市太田第33地割65番地１、旧住所　岩手県花巻市太田第59地割49番地
破産者　藤田　覚子（旧姓小山田）
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３号
茨城県鉾田市中居602番地
破産者　方波見勝久
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４２号
新潟県長岡市希望が丘２丁目１番地　希望が丘団地市営住宅３号棟346号室、開始決定時の住所新潟県長岡市谷内１丁目３番30号
破産者　齋藤　秀行
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
新潟県長岡市希望が丘２丁目１番地　希望が丘団地市営住宅３号棟346号室、開始決定時の住所新潟県長岡市谷内１丁目３番30号
破産者　齋藤榮久子
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
静岡県牧之原市坂部3209番地
破産者　河村　利道
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９３号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目80番地の３　ソレイユ東園田Ａ１
破産者　吉田　祐子
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７１号
香川県丸亀市飯山町川原85番地１　オーシャンセブンⅡ202号室
破産者　鈴木　香里（旧姓中條）
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第３１５号
熊本市中央区渡鹿５丁目21番12号
破産者　岩橋　寛子
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１６号
熊本市中央区渡鹿５丁目21番12号
破産者　岩橋　慶子
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3315番地29
破産者　上野よう子
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第２５号
宮崎市中津瀬町135番地　ラウル中津瀬103号
破産者　西原　是康
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６号
宮崎市中津瀬町135番地　ラウル中津瀬103号
破産者　西原　悦子
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６８号
宮崎市大字本郷北方2314番地25
破産者　酒井　博明
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７７号
宮崎県児湯郡川南町大字川南19347番地３、前住所福岡市中央区那の川２丁目８番７―1111号
破産者　中川　陽子
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８５号
宮崎市清水１丁目８番８号　パームハイツ302号、開始決定時の住所宮崎県西都市大字三宅2942番地８
破産者　中原　光雄
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０８号
宮崎市清武町今泉甲93番地２　市営住宅一岡団地57―１―103号
破産者　張田　大輔
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係